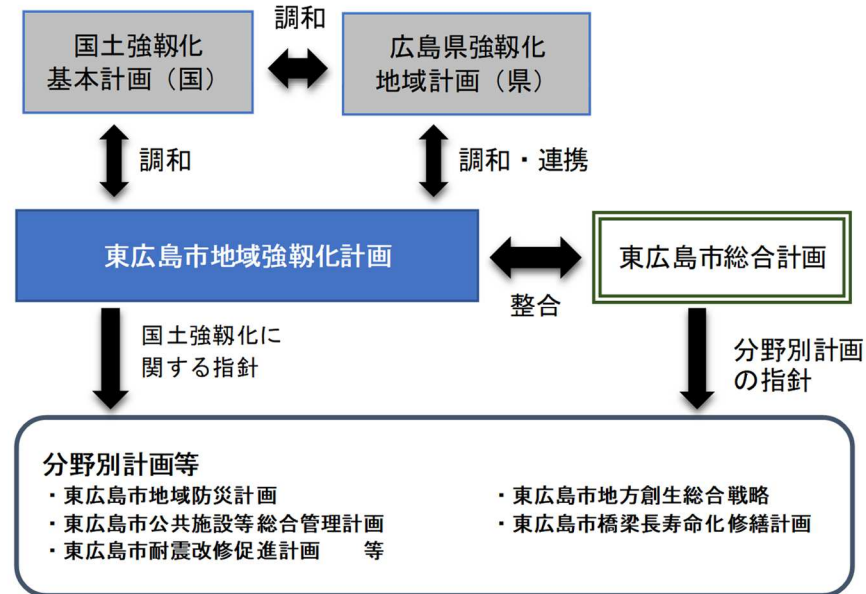


1 計画の趣旨

- 平成25(2013)年12月に強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下「基本法」という。)が公布・施行され、大規模自然災害等に備えた、国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められました。
- 本市では、『平成30年7月豪雨』において、多くの尊い命が失われるとともに、市内各所で被害が発生するなどこれまでに経験したことのない被害を受けるとともに、遠くない将来には南海トラフ地震等が発生すると予測されており、いつ起こるかかわからない大規模自然災害等への備えが喫緊の課題となっています。また、長年にわたって整備されてきた各種の公共施設の老朽化対策も極めて大きな課題となっています。
- このような状況を踏まえ、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域づくりを進めていくため、「東広島市地域強靱化計画」を新たに策定するものです。

2 計画の位置づけ・期間

- 本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するもので、本市の市政運営の指針である「東広島市総合計画」との整合性を図るとともに、「東広島市地域防災計画」をはじめとする各分野別計画の国土強靱化に係る施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画と位置づけます。



- 計画の期間は、令和3年度から令和7年度とし、その後は、概ね5年ごとに計画の見直しを行うものとします。ただし、それ以前においても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じ見直しを行うものとします。

3 計画の基本的な考え方

- 基本法第8条に規定された国土強靱化の基本方針に則り、本市の地域強靱化に向けた4つの基本目標を設定するとともに、大規模自然災害を想定してより具体化し、達成すべき目標として「事前に備えるべき目標」を設定して、いかなる大規模自然災害が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・経済社会の構築に向けた施策を推進します。

【基本目標】

- I. 人命の保護が最大限図られること
- II. 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III. 市民の財産及び公共施設の被害の最小化に資すること
- IV. 迅速な復旧復興に資すること

【事前に備えるべき目標】

- 1 直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- 5 経済活動を機能不全に陥らせない
- 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

◆◇ 強靱化を推進する上での基本的な方針 ◇◇

① 適切な施策の組み合わせ

- 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保などのハード対策と、訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせることで効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備する。
- 「自助」「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

② 効率的な施策の推進

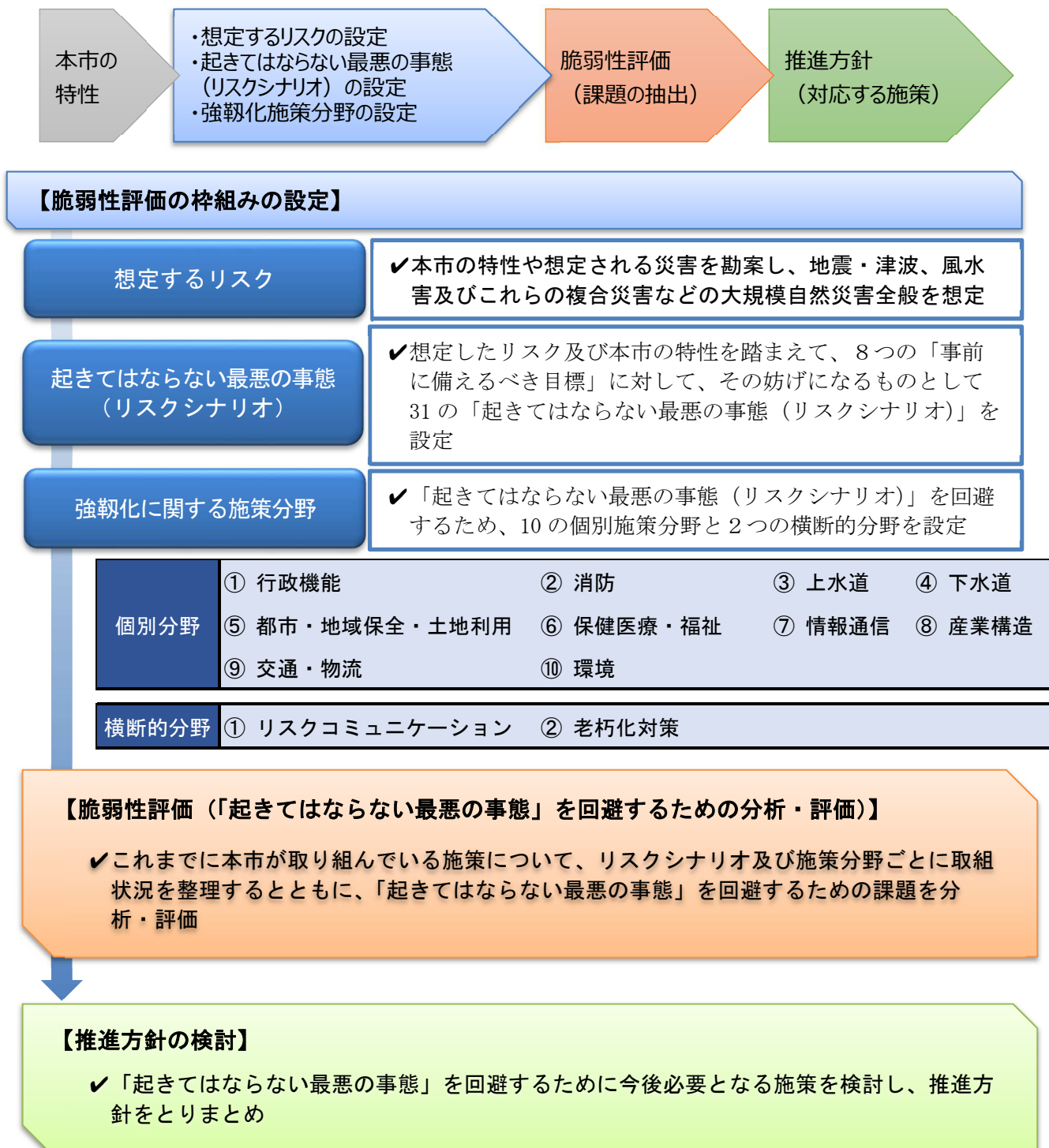
- 気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱化確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。
- 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。
- 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進する。

③ 地域の特性に応じた施策の推進

- 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- 女性、高齢者、子供、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じる。
- 地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図る。

4 脆弱性評価と推進方針

- 国土強靱化の取組は、本市の特性を踏まえた上で、大規模自然災害等による被害を最小限とするための対策（施策）や国土利用・経済社会システムの現状のどこに問題があるかを知る「脆弱性評価」を行うとともに、これを踏まえて、これから何をすべきかという「対応方針」を考え、「重点化・優先順位づけ」を行った上で施策を推進していく点に特徴があります。
- 脆弱性評価の実施に当たっては、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」に沿って、想定するリスク、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）、施策分野を設定して行います。



- 脆弱性評価結果を踏まえた、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進方針は次ページ以降のとおりです。

5 施策の重点化

- 大規模自然災害の発生に備えた防災・減災に係る施策を、限られた資源で効率的・効果的に推進していくためには、「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）が回避されなかった場合の影響の大きさや重要性等を考慮した上で施策の重点化を図ることが必要となります。
- 本計画では、本市が直面するリスクを踏まえ、「人命保護に直接関わる事態」を最優先として、また、「行政機能の大幅な低下につながる事態」も併せて回避を優先する事態とし、これに関する施策を重点化の対象としました。

◆◇ 重点化すべきプログラムに係る起きてはならない最悪の事態 ◇◇

【人命保護に直接関わる事態】（10事態）	
1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や密集市街地・不特定多数が集まる施設における大規模火災による死傷者の発生
1-2	津波等による多数の死者の発生
1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
1-4	土砂災害による多数の死傷者の発生
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
2-5	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートへの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・介護機能の麻痺
2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
4-2	災害時に必要な情報が不足し、避難行動や救助・支援が遅れる事態
6-4	道路網が分断する等、交通インフラの長期間にわたる機能停止
【行政機能の大幅な低下につながる事態】（1事態）	
3-1	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

6 計画の推進と進捗管理

- 計画の推進に当たっては、全庁横断的な体制のもとで、各部局間の相互調整を図りながら一丸となって取り組むものとします。また、必要に応じて、「東広島市地域強靱化計画審議会」等において、国土強靱化に関する情報を共有し、強靱化施策に係る進捗状況や課題等を踏まえた計画の見直しを検討するとともに、国、県、関係機関、民間事業者等と緊密に連携・協力して、本計画に基づく国土強靱化施策の推進を図ります。
- 本計画による強靱化施策を着実に推進するため、各施策・事業の達成状況や進捗を適宜検証して進捗管理を行うとともに、PDCAサイクルを繰り返して、プログラムの見直しを適切に行うものとします。



【起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）と推進方針】

※★印は、重点化項目に係るリスクシナリオを示す。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	推進方針		
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や密集市街地・不特定多数が集まる施設における大規模火災による死傷者の発生(★) P21	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設（建築物）等の耐震化、老朽化対策等 ○消防広域応援体制の整備推進 ○住宅用火災警報器の設置・維持管理の奨励等 ○住宅・民間建築物の耐震化 ○無電柱化等の推進 ○地域防災マップの作成促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○消防活動拠点の耐災害性強化 ○消防団の充実強化 ○消防水利の整備推進 ○市街地等の防災性向上 ○自主防災組織の充実・強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○消防力の強化 ○不特定多数が利用する施設への消防用設備等の適正な設置推進 ○防火地域等の指定 ○空き家対策の推進 ○防災意識の高揚、家具固定の促進
	1-2 津波等による多数の死者の発生(★) P26	<ul style="list-style-type: none"> ○ハザードマップの作成・活用 ○避難行動要支援者避難支援体制の充実 ○地域防災マップの作成促進 [再掲] 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難場所等の指定 ○海岸保全施設の整備推進 ○災害リスクの周知 	<ul style="list-style-type: none"> ○要配慮者利用施設等の避難確保計画の作成等 ○津波避難意識の向上及び訓練の実施
	1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(★) P28	<ul style="list-style-type: none"> ○要配慮者利用施設等の避難確保計画の作成等 [再掲] ○内水浸水対策の推進 ○災害リスクの周知 [再掲] 	<ul style="list-style-type: none"> ○ハザードマップの作成・活用 [再掲] ○安全なまちづくりの推進 ○地域防災マップの作成促進 [再掲] 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者避難支援体制の充実 [再掲] ○河川整備及び管理の推進
	1-4 土砂災害による多数の死傷者の発生(★) P31	<ul style="list-style-type: none"> ○ハザードマップの作成・活用 [再掲] ○既存建築物等の総合的な安全対策 ○森林の多面的機能の発揮 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者避難支援体制の充実 [再掲] ○土砂災害防止施設の整備促進 ○災害リスクの周知 [再掲] 	<ul style="list-style-type: none"> ○要配慮者利用施設等の避難確保計画の作成等 [再掲] ○大規模盛土造成地の変動予測調査の推進 ○地域防災マップの作成促進 [再掲]
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止(★) P34	<ul style="list-style-type: none"> ○再生可能エネルギーの導入推進 ○水道施設の耐震化、老朽化対策 ○住宅・民間建築物の耐震化 [再掲] ○公的備蓄による物資の確保 ○災害時の道路啓開体制の確保 ○地域における自立・分散型エネルギー等の導入促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所等設備の充実 ○応急給水体制の整備 ○市街地等の防災性向上 [再掲] ○災害時応援協定による物資調達 ○関係機関、民間団体等と連携した緊急輸送体制の整備 ○市民による備蓄の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○「道の駅」の防災機能の充実 ○水道事業相互応援体制等の整備 ○多重型道路ネットワークの整備 ○大規模災害発生後の電力等の早期供給体制の構築 ○ボランティアの円滑な活動の推進
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生 P39	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時の道路啓開体制の確保 [再掲] 	<ul style="list-style-type: none"> ○ヘリコプターによる輸送体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○多重型道路ネットワークの整備 [再掲]
	2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 P41	<ul style="list-style-type: none"> ○消防活動拠点の耐災害性強化 [再掲] ○消防団の充実強化 [再掲] ○企業防災の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○消防力の強化 [再掲] ○救急救命士及び指導救命士の養成等 	<ul style="list-style-type: none"> ○消防広域応援体制の整備推進 [再掲] ○自主防災組織の充実・強化 [再掲]
	2-4 想定を超える帰宅困難者の発生、混乱 P43	<ul style="list-style-type: none"> ○帰宅困難者対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○「道の駅」の防災機能の充実 [再掲] 	
	2-5 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・介護機能の麻痺(★) P44	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅・民間建築物の耐震化 [再掲] ○医療救護体制の強化等 ○陸路の閉塞時や島しょ部でのヘリによる救急搬送体制の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○多重型道路ネットワークの整備 [再掲] ○福祉関係施設関連との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○相互応援体制の推進、受援計画の策定 ○災害時の道路啓開体制の確保 [再掲]
	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 P47	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症対応体制の整備、予防接種の促進 ○合併処理浄化槽の設置促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○下水道施設の耐震化等 ○し尿処理対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○下水道業務継続体制の整備
	2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生(★) P50	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所開設・運営協力体制の構築 ○心のケアなどの支援体制の整備・強化 ○広域火葬体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所等設備の充実 [再掲] ○ボランティアの円滑な活動の推進 [再掲] ○被災者の住宅確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉避難所の確保・充実 ○特定動物や被災動物への対応
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下(★) P53	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設（建築物）等の耐震化、老朽化対策等 [再掲] ○情報システムの耐災害性の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○防災拠点施設等における電力の確保 ○業務継続体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○再生可能エネルギーの導入推進 [再掲] ○相互応援体制の推進、受援計画の策定 [再掲]
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止(★) P56	<ul style="list-style-type: none"> ○防災拠点施設等における電力の確保 [再掲] 	<ul style="list-style-type: none"> ○通信インフラの早期復旧体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害情報伝達手段の多様化
	4-2 災害時に必要な情報が不足し、避難行動や救助・支援が遅れる事態(★) P58	<ul style="list-style-type: none"> ○防災情報収集・伝達体制の整備 ○外国人居住者に配慮した情報伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者に配慮した情報伝達 ○道路・交通情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人旅行者に配慮した情報伝達

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		推 進 方 針		
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による社会経済活動の低下 P60	○中小企業のBCP策定の促進 ○多重型道路ネットワークの整備 [再掲]	○中小企業に対する資金調達支援	○災害時の道路啓開体制の確保 [再掲]
		5-2	食料等の安定供給の停滞 P62	○海岸保全施設の整備推進 [再掲] ○災害時応援協定による物資調達 [再掲] ○多重型道路ネットワークの整備 [再掲]	○港湾・漁港施設の整備・適正な維持管理 ○災害時の道路啓開体制の確保 [再掲]	○農地・農業水利施設等の適切な保全管理 ○基幹農業水利施設の老朽化対策
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止 P65	○防災拠点施設等における電力の確保 [再掲] ○地域における自立・分散型エネルギー等の導入促進 [再掲]	○再生可能エネルギーの導入推進 [再掲]	○大規模災害発生後の電力等の早期供給体制の構築 [再掲]
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止 P67	○水道施設の耐震化、老朽化対策 [再掲]	○応急給水体制の整備 [再掲]	○水道事業相互応援体制等の整備 [再掲]
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 P68	○下水道施設の耐震化等 [再掲] ○し尿処理対策の推進 [再掲]	○下水道業務継続体制の整備 [再掲] ○下水道施設の老朽化対策	○合併処理浄化槽の設置促進 [再掲] ○農業集落排水施設等の老朽化対策
		6-4	道路網が分断する等、交通インフラの長期間にわたる機能停止(★) P71	○市街地等の防災性向上 [再掲] ○港湾・漁港施設の整備・適正な維持管理 [再掲]	○地区計画道路の整備 ○道路、橋梁の長寿命化対策	○無電柱化等の推進 [再掲]
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全 P73	○河川整備及び管理の推進 [再掲] ○災害時の応急復旧体制の整備	○土砂災害防止施設の整備促進 [再掲]	○大規模盛土造成地の変動予測調査の推進 [再掲]
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生 P75	○消防活動拠点の耐災害性強化 [再掲] ○危険物施設等の災害時連携体制の確立 ○防火地域等の指定 [再掲] ○自主防災組織の充実・強化 [再掲]	○消防広域応援体制の整備推進 [再掲] ○住宅用火災警報器の設置・維持管理の奨励等 [再掲] ○市街地等の防災性向上 [再掲]	○消防団の充実強化 [再掲] ○消防水利の整備推進 [再掲] ○広域避難場所、救援物資集積場所の確保
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生 P79	○海岸保全施設の整備推進 [再掲] ○有害物質流出対策の推進	○港湾・漁港施設の整備・適正な維持管理 [再掲]	○放置艇対策の推進
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺 P81	○住宅・民間建築物の耐震化 [再掲] ○災害時の道路啓開体制の確保 [再掲]	○無電柱化等の推進 [再掲] ○道路・交通情報の提供 [再掲]	○地下構造物の耐震化、点検、修復等
		7-4	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による二次災害の発生 P83	○土砂災害防止施設の整備促進 [再掲] ○ため池ハザードマップの整備 ○災害時の応急復旧体制の整備	○大規模盛土造成地の変動予測調査の推進 [再掲] ○森林の多面的機能の発揮 [再掲] ○災害リスクの周知 [再掲]	○ため池耐震・豪雨診断等の点検結果による適切な対策 ○多重型道路ネットワークの整備 [再掲] ○基幹農業水利施設の老朽化対策 [再掲]
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃 P87	○有害物質流出対策の推進 [再掲]	○アスベストの飛散対策	
		7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大 P88	○災害からの早期復旧	○農地・農業水利施設等の適切な保全管理 [再掲]	○森林の多面的機能の発揮 [再掲]
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態 P90	○災害廃棄物処理計画の策定	○ごみ処理能力の確保	
		8-2	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態 P91	○相互応援体制の推進、受援計画の策定 [再掲] ○ボランティアの円滑な活動の推進 [再掲]	○被災建築物・宅地の応急危険度判定体制の整備 ○復旧・復興プランの作成	○建設業の担い手の確保
		8-3	風評被害や地域コミュニティの衰退、治安の悪化等により復興が大幅に遅れる事態 P93	○地域における防犯連携体制の構築	○適切な情報発信	
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失 P94	○文化財保護対策の推進		